

産業団地エネルギー効率的利用策検討調査業務委託 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、次条の業務委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この仕様書は、次の業務委託に適用する。

委託名 産業団地エネルギー効率的利用策検討調査業務委託

委託箇所 埼玉県内

(目的)

第3条 埼玉県企業局では、今後、新規で産業団地を整備する際には、埼玉版スーパー・シティプロジェクト*の3要素（コンパクト、スマート、レジリエント）の考え方を踏まえた整備方針、特にエネルギーの効率的利用方法を検討する必要があると考えている。

埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針では、「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指しており、この度、新規産業団地整備におけるエネルギー効率的利用策の調査・検討を行うものである。

*埼玉版スーパー・シティプロジェクトとは

超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを埼玉県が支援するプロジェクトのこと。これにより、コンパクトで、スマート技術により利便性が高く、災害時にも強い、エネルギーも途絶えないようなまちづくりを進めている。

コンパクト……必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築

スマート……新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現

レジリエント…誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成

(業務内容)

第4条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 複数者間でエネルギーを効率的に利用した事例調査

産業団地の事例を中心に、複数者間でエネルギーを効率的に利用している事例を調査する。調査に当たっては、国内事例、海外事例ともに調査し、国内事例は5件程度、海外事例は3件程度実施する。(内、1件は失敗事例でも可)

この調査の結果から、排熱量（熱融通に活用できる可能性のある熱量）及び電力・熱需要量等、その後のエネルギー効率利用方法を検討する上で必要となる情

報を推計する。

なお、単独企業でエネルギーを効率的に利用した事例は対象外とし、複数の立地企業や産業団地周辺施設へのエネルギーの効率的利用を対象とする。

(2) 業種（企業）ごとのエネルギー需給の把握

エネルギーを排出し、又は必要とする業種や企業等を把握する。業種（企業）ごとに、エネルギー排出側（供給側）とエネルギー利用側（需要側）に区分して整理し、供給側の排熱量（熱融通に活用できる可能性のある熱量）及び需要側の電力・熱需要量並びに時間帯別・曜日別電力使用状況等、エネルギー効率利用方法を検討する上で必要となる情報（需要と供給の現状）を把握する。

また、複数者間でエネルギーの効率的な利用を実施するためには、エネルギー供給事業者と需要事業者のマッチングが必要不可欠である。どのような業種（企業）・規模であればマッチング可能であるか把握する。

なお、エネルギー需給の把握方法は、発注者と協議すること。

(3) エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態の提案

新規で産業団地を整備する際に、周辺地域や立地企業など、複数者間でエネルギーを効率的に利用する方法を提案し、実施に当たっての課題点や効率的利用を実現させる産業団地の形態を提案する（整備する産業団地の規模は10ha～20ha程度を想定している）。

検討内容としては以下①～④を想定しているが、これらの形態に制限されるものではない。

- ①電熱融通
- ②コージェネレーションシステム
- ③地域マイクログリッド
- ④地域との共生

なお、エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態の提案では、エネルギー面におけるメリット（産業団地やその周辺地域及び立地企業のコスト削減効果、CO₂削減効果、レジリエントの向上の評価等）を整理する。

また、エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態を実現しやすい区画割りや面積等も各々の検討内容において整理すること。

検討に当たっては、有識者（例：学識経験者、シンクタンク、民間事業者（電力・ガス）、不動産開発会社 等）の意見を聴取すること。

(4) 事業スキームの提案

(1)(2)(3)を踏まえ、埼玉県企業局が新規の産業団地を整備するに当たりエネルギーの効率的利用を実施する際の事業スキームを提案する。

なお、以下に示す内容のほかに、提案すべき事項があれば、そのことについても提案すること。

①募集方法

現在の埼玉県企業局の立地企業の募集は原則公募で、製造業、運輸業又は卸売業といった様々な企業が立地できることとなっており、エネルギーの需要と供給を考慮した企業募集となっていない。

複数者間でエネルギーを効率的に利用するためには、エネルギー供給事業者と需要事業者のマッチングが必要不可欠である。

そこで、エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態（上記(3)で提案された形態ごと）に応じた募集方法を提案すること。

なお、提案に当たっては、企業の立地意欲が損なわれないようなものとする。

②エネルギー管理事業者の運営方法の提案

産業団地の規模やエネルギーを効率的に利用する産業団地形態ごとに、エネルギーの需給のコントロールを担うエネルギー管理事業者の必要性について提案すること。提案に当たっては、エネルギー供給側（排出側）やエネルギーの利用側（需要側）双方が安定的に運営できるようリスク管理を含めた運営方法を検討すること。

併せて、エネルギー管理を担う主体事業者を提案すること。

（例：埼玉県企業局直営、立地企業（組合等）、第3者委託 等）

③産業団地施工者が行う整備内容の提案

現在の埼玉県企業局が整備する産業団地においては、埼玉県企業局が産業団地施工者として造成工事等（宅地の整地、雨污水管の整備及び公共施設（道水路、公園及び調整池）の整備等）を実施し、立地企業に分譲している。

エネルギーを効率的に利用する産業団地の形態を実現させるために、上述に加え、施工者が整備する必要がある内容及び費用等を提案すること。

（備考）上記②及び③の提案にあたっては、国及び自治体で実施されている、エネルギーの効率的利用を促進するための制度や補助金制度の情報を併せて整理すること。

(5) 報告書作成

(1)～(4)について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。

(作業過程において作成したものを含む。)

- ・報告書 2部
- ・報告書(概要版) 2部
- ・原稿原図(電子データ) CD-R、正副 1式
- ・その他、監督員が必要と認めるもの 1式

(協議打合せ等)

第5条 受注者は、発注者と打合せを行う。

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 3回(事例調査・立地企業の需要把握時、エネルギーの効率的利用手法の検討時、事業スキームの検討時)
- ・成果品納入時 1回

2 受注者が有識者と意見交換の場を設ける場合は、発注者の参加も促すこと。

(その他)

第6条 この特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。